



学籍 · 学生生活

HANDBOOK
OF CAMPUS LIFE
SAPPORO CITY UNIVERSITY

●窓口案内

部署	事務取扱時間	学生に関する主な業務
学生課 TEL : 011-592-2371 E-mail: gakusei@scu.ac.jp 桑園事務室 TEL : 011-726-2500 E-mail: souen@scu.ac.jp	平日 9:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ●履修・成績に関すること ●授業に関すること ●定期試験等に関すること ●学生の身分異動（留学、休学、復学、退学など）の手続き ●学生・保証人の氏名、住所変更などに関すること ●証明書の発行（学生証、在学証明書、通学証明書、成績証明書、学生旅客運賃割引証（学割証）など） ●奨学金に関すること ●授業料減免に関すること ●保険に関すること ●施設利用・備品貸出に関すること ●課外活動に関すること ●学生相談に関すること ●就職相談に関すること
総務課 TEL : 011-592-2300(代) E-mail: somu@scu.ac.jp	平日 9:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ●授業料納入に関すること ●コピーカード・自動販売機に関すること
地域連携課 TEL : 011-592-2346 E-mail: crc@scu.ac.jp	平日 9:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ●提携校への留学等国際交流に関すること
芸術の森キャンパス・ライブラリー TEL : 011-592-5383 E-mail: ge.library@scu.ac.jp	平日 9:00~21:00 土曜日 10:00~16:00 長期休業期間 平日 9:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館に関すること
桑園キャンパス・ライブラリー TEL : 011-726-2780 E-mail: so.library@scu.ac.jp	平日 9:00~22:00 土曜日 10:00~16:00 長期休業期間 平日 9:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館に関すること
芸術の森 保健室 TEL : 011-592-5386	平日 9:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ●健康管理、健康相談・学生相談等に関すること
桑園 保健室 TEL : 011-726-2513	平日 9:00~17:00	

※土曜日（図書館を除く）、日曜日、祝日及び年末年始は業務を行いません。
 図書館、保健室について変更があったときはその都度掲示します。

1. 学生証（学生生活規則第5条）

(1) 基本事項

学生証は、本人の身分を証明するだけでなく、学内試験、証明書の発行又はICカードとして図書館及び情報系教室の利用の際に必要となります。また、通学定期券を購入する際にも提示が必要です。常に携帯するとともに大切に取り扱ってください。

なお、学籍番号は、入学してから卒業・修了するまでの間、同じ番号となります。

(2) 紛失・再発行

学生証の紛失、破損又は記載内容の変更が生じた場合は、事務局において再発行等の手続きをとってください（即日発行はできません）。

(3) 返還

卒業・修了又は退学等により学籍を離れる場合は、速やかに事務局に学生証を返還してください。

2. 学生の身分異動

(1) 氏名、住所、電話番号、保証人等の事項の変更（学生生活規則第4条）

在学中に、本人の氏名、住所、電話番号、また、保証人（父母又はそれに代わる人）の住所、氏名等に変更があった場合は、速やかに事務局まで届け出てください。

なお、変更の手続きを怠ると緊急の連絡や成績の通知等に支障をきたすことがあります。

(2) 休学・復学（大学学則第39・41条・大学院学則第34・36条・学生生活規則第10・11条）

疾病その他の理由により2か月以上修学ができない場合は、休学願を事務局に提出し、許可を得ることにより1年以内の休学が認められます。

また、特に必要があると認められる場合は、1年を限度として休学期間を延長することができますが、休学期間は通算して学部生は4年、博士前期課程・専攻科生は2年、博士後期課程は3年を超えることができず、その期間は修学年限及び在学期間に算入されません。

なお、休学期間が満了したとき、又は、休学期間中に休学の理由が無くなった場合は、復学願を事務局に提出し、許可を得ることにより復学が認められます。

(3) 転学・転学部・転研究科（大学学則第42・43条・大学院学則37・38条・学生生活規則第12・13・14条）

他の大学などに入学又は転入学を志願する場合は転学願を、他の学部転学部を志

願する場合は転学部願を、また他研究科に転研究科を志願する場合は転研究科願を事務局に提出し、許可を得ることが必要です。

(4)留学（大学学則第44条・大学院学則第39条・学生生活規則第15条）

本学が提携している外国の大学へ留学を志願する場合は、留学願を事務局に提出し、許可を得ることにより、本学に在学したまま外国の大学に留学することができます。

(5)退学・再入学（大学学則第45・29条・大学院学則第40・23条・学生生活規則第16条）

退学を志願する場合は、退学願を事務局に提出し、許可を得ることが必要です。

なお、退学の後3年以内であれば、再入学の出願ができる場合があります。

(6)表彰（大学学則第49条・大学院学則第44条）

本学の学生として表彰に値する行為があった場合には、学長がこれを表彰する場合があります。

(7)除籍・懲戒（大学学則第46・50条・大学院学則第41・45条）

本学には、教育研究活動を円滑に行うためのルールとして、学則や諸規程があります。学生がこれら学則や諸規程に定める事項に該当した場合や学則や諸規程に違反した場合は、除籍や懲戒の処分を受ける場合があります。

●除籍

次のいずれかに該当する学生は、除籍される場合があります。

- ・授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない場合
- ・在学年限を超えて在学する場合
- ・休学期間を超えても、復学しない場合
- ・死亡又は長期間にわたり行方不明の場合

●懲戒

本学の学則その他の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした場合は、懲戒処分を受ける場合があります。懲戒の種類は、訓告、停学及び退学の3種類で、退学処分は、次のいずれかに該当する場合に行われることがあります。

- ・性行不良で改善の見込みのない場合
- ・学力劣等で成業の見込みのない場合
- ・正当な理由なく出席が常でない場合
- ・本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反する行為をした場合

3. 学生への通知・連絡

学生に対する各種通知・連絡は、ポータルシステム、Webメール、Microsoft Teams、学内掲示板等により行います。これらの通知・連絡には、教務(授業・試験等)、学生支援(奨学金・授業料減免・課外活動等)及び就職などに関する大切な情報が含まれますので、必ず確認するようにしてください。

なお、**ポータルシステム、Webメール、Microsoft Teams、学内掲示板等により通知・連絡した事項は、すべて「伝えたもの」として取り扱いますので、十分注意してください。**こまめなメールチェックをしてください。

キャンパス	学 内 掲 示 板 設 置 場 所
芸術の森	H棟(本部棟) 2階 F棟 1階
桑 園	管理・実習棟 1、2階 講義棟 1階 大学院棟 1階

●ポータルシステム

URL : <https://scu-portal.scu.ac.jp>

休講、補講、教室変更、課題等の授業情報、奨学金や授業料減免等の情報をWeb上の掲示板で確認することができますので適宜確認してください。

なお、ポータルシステムの情報はあらかじめ登録されたメールアドレスに転送されます。詳細は、利用マニュアル等をご覧ください。

●Webメール (Microsoft365メール) 学籍番号@st.scu.ac.jp

大学から各種通知メールを送りますので、Webメールを確認するか、各自の確認できるアドレスに転送設定をしてください。

※転送先のメールアドレスを変更した際は、改めて転送設定が必要です。

※Webメールのアドレスは、卒業・修了後も使用することができます。

4. 機材の貸し出し

芸術の森キャンパスでは、授業のために必要な機材(デジタルカメラ・ペンタブレット等)を学生課で貸し出ししています。詳しくはポータルシステム等で確認の上、学生課カウンターへ問い合わせてください。

なお、一般的な文房具については売店等を利用してください。

5. 各種届出・諸証明

事務局が取り扱う各種届出や証明書の発行などは、下表のとおりとなっています。

また、事務取扱時間は、原則として9時～17時（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）としますが、一部取扱時間が異なることがあります。

(1)届出・申請

区 分	用 件	届出時期等	備考（必要書類等）
学 籍	保証人の住所・氏名等の変更	随 時	
	学生の住所・氏名等の変更	随 時	
	休学・復学・退学の願出	理由の発生後 意思の確定時	診断書（病気による場合）
	転学・転学部・転研究科・留学 の願出	意思の確定時	
学 業	追試験の願出	原則試験後1週間以内	欠席届に証明書類添付
	再試験の申出	指定された期間内	
厚 生	学生証の紛失	随 時	
	駐車場の利用	3日前まで	
	通学・学内活動中の事故	随 時	
施 設	校舎（教室等）の使用	事 前	原則前日までに届出
	校舎への時間外入館	事 前	原則前日までに届出
	備品等の使用	事 前	
	学内での火気器具の使用	3日前まで	
団体活動	学生団体の設立	事 前	規約・名簿
	学生団体の継続	毎年3月末	規約・名簿・活動報告等
	学生団体の解散	事 前	
	行事集会・催物の開催	1週間前まで	
	学内外での寄附募集	事 前	事後に活動報告書
	ポスター等の掲示・配布	事 前	現物添付
奨学金・ 授業料減 免等	奨学金の願出	ポータルシステム等 により通知	
	授業料の減免申請 等	ポータルシステム等 により通知	

(2) 証明書（学生生活規則第7・8・9条）

種 類	注意事項等
仮学生証	当日に限り有効（要返却）
在学・在籍証明書	
通学証明書	
成績証明書	
卒業・修了（見込）証明書	
学生旅客運賃割引証（学割証）	使用条件等はP.57参照
健康診断証明書	大学で実施する定期健康診断受診者のみ (有所見項目について、再検査・精密検査が終了していること)

※仮学生証以外の証明書の交付については、**原則申請の翌営業日**とします。

(3) 郵送による証明書の発行について

郵送を希望する場合は、下記の3点を同封の上、学生課又は桑園事務室へ送付してください。

※封筒の表面に「証明書申請書在中」と朱書きしてください。

①証明書交付申請書

「証明書等交付願」を本学ホームページからダウンロードし印刷のうえ、必要事項を記入してください。

②本人確認のできる公的身分証のコピー

（学生証、運転免許証、健康保険証、パスポートなどのコピー）

③返信用封筒（送料分の切手を貼付したもの。返信先：住所、氏名を記入のこと。本人以外の住所には送付できません。）

※返信用封筒の種類

封筒の種類	通数	普通料金	速達料金
長形3号	1～3通	110円（50gまで）	410円
角形2号	4～19通	180円（100gまで）	480円
		270円（150gまで）	570円
		320円（250gまで）	620円

※成績証明書：約13g その他証明書：約7g。

【注意事項】

- 交付は、郵便物到着後、概ね2～3日後（土・日曜日、祝日を除く）に返送します。
- 特殊なもの（英文の証明書等）は、20日程度かかることもありますので、余裕を持って申請してください。
- 英文の証明書を希望される場合は、氏名のローマ字表記を書き添えてください。
- 家族等代理人による申請の場合は、申請者本人直筆の委任状（署名・押印）が必要です。代理人の方の身分証明書の写しも同封してください。

郵送・お問い合わせ先

〈デザイン学部・デザイン研究科〉

〒005-0864 札幌市南区芸術の森1丁目

札幌市立大学学生課

Tel : 011-592-2371、Fax : 011-592-2374

E-mail : gakusei@scu.ac.jp

〈看護学部・助産学専攻科・看護学研究科〉

〒060-0011 札幌市中央区北11条西13丁目

札幌市立大学桑園事務室

Tel : 011-726-2500、Fax : 011-726-2506

E-mail : souen@scu.ac.jp

6. 授業料(大学学則第59条、大学院学則第53条、専攻科規則第17条)

授業料は、休学等の場合を除き、在籍する学生には等しく納める義務が課せられています。授業料を滞納した場合には、除籍処分を受けることがありますので、各期の納付期限に遅れないように注意してください。

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

年 額	1期分の納付金額	納付期限	
		前 期	後 期
535,800円	267,900円	5月下旬	10月下旬

※大学院生のうち、長期履修学生は、長期履修期間により年額及び1期分の納付金額が異なりますのでご注意ください。

(1) 納付方法

ア 新生入・編入学生

●前期授業料

入学手続の案内等に同封した払込取扱票により、4月1日から5月27日までに最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局から、お振込みください。（振込手数料は、振込人の負担となります。）

●後期授業料及びそれ以降の授業料

振替を指定した預金口座から各期の口座振替日に引き落としとなります。

※大学窓口では、授業料の現金による領収は行っていません。

イ 在学生

●前期授業料及び後期授業料

振替を指定した預金口座から下記の口座振替日に引き落としします。

口座振替日	
前期	後期
5月27日	10月27日

※対象日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日が振替日となります。

(2)授業料の減免

経済的に困窮する世帯の学生、生計維持者の死亡又は風水害等の災害のため、授業料の納付が著しく困難な学生、多子世帯の学生については、授業料等の減免を行う制度があります。申請にあたっては、一定の要件や必要書類の提出等、所定の手続きが必要です。授業料納付前に学生課又は桑園事務室へ申請してください。併せて、日本学生支援機構の給付奨学金を受給できる場合があります。

授業料納付後の申請は受け付けていませんのでご注意ください。

《授業料等減免制度の概要》

	支援区分	減免割合	半期授業料	入学科	基準		申請資格
			267,900円	市外282,000円 (市内141,000円)	家計	学力	
【国の制度】 修学支援新制度 (授業料等減免・ 給付奨学金)	第Ⅰ区分【非課税世帯】	全額免除	0円	0円	国の基準	-	・学部生 (高等学校等を初めて卒業 (修了)した日の属する年 度の翌年度の末日から大 学等へ入学した日までの 期間が2年を経過してい ない者等)
	第Ⅱ区分【準非課税世帯】	2/3免除	89,300円	94,000円 (47,000円)			
	第Ⅲ区分【準非課税世帯】	1/3免除	178,600円	188,000円 (94,000円)			
	第Ⅳ区分【多子世帯】	全額免除	0円	0円			
【本学独自の制度】 (授業料減免)	第Ⅴ区分【本学基準該当】	1/3免除	178,600円	-	本学独自の基準	-	・上記に該当しない学 部生 ・助産学専攻科生 ・研究科生
	【非課税世帯等】	1/2免除	133,950円	-			
	【本学基準該当】	1/3免除	178,600円	-			
家計急変	①大学等における修学の支援に関する法律施行規則に規定される家計急変の要件に該当する者 ②前期・後期の授業料納付月前6ヶ月以内(新入生の前期分は1年以内)に学費負担者が死亡又は本人・学費負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難な者 ③学長が②に準ずると認めた者						

※詳細は授業料減免のおしりをご確認ください。

《申請期限》

- ・前期：5月上旬
- ・後期：10月上旬

前期・後期ともに、申請締切日は、毎年度定めます。申請受付開始日は別途お知らせします。

7. 奨学金制度

奨学金の制度は、独立行政法人日本学生支援機構のほか、地方公共団体などによるものがあります。

団体が直接募集するものもありますが、大学を經由して募集するものについては、募集の都度ポータルシステム等にてお知らせします。

■日本学生支援機構奨学金

(1)貸与型

貸与型奨学金には、第一種（無利子）と第二種（有利子）の2種類あります。

《募集時期》

毎年度当初に募集します。事前にポータルシステム等で周知します。

後期に二次募集を行う場合があります。

《採用》

奨学生に採用された場合は、出願から2～3ヶ月後に本人へ奨学生証が交付されます。

奨学金の種類	第一種奨学金* (定期採用・緊急採用)		第二種奨学金 (定期採用・応急採用)		
貸与額	学部	自宅通学者 月額	20,000円* 30,000円から選択 45,000円	月額2万円、3万円、4万円、 5万円、6万円、7万円、 8万円、9万円、10万円、 11万円、12万円から選択	
		自宅外通学者 月額	20,000円* 30,000円*から選択 40,000円*から選択 51,000円		
	大学院	博士前期課程 月額	50,000円から選択 88,000円		月額5万円、8万円、10万円、 13万円、15万円から選択
		博士後期課程 月額	80,000円から選択 122,000円		
貸与利率	無利子		有利子 (利率固定型、利率見直し型から選択)		
貸与対象者	特に優れた学生で経済的理由により著しく修学が困難な者。		第一種奨学生よりやや緩やかな基準となっており、一定の成績及び所得条件を満たす者。		

*2018年度以降入学生は選択可

*2020年度から始まった給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、貸与を受けられる月額の上限額が制限されます。

《返還誓約書》

「返還誓約書」は日本学生支援機構と奨学生との間の金銭消費貸借関係を明確にし、返還方法を確認する重要なものです。「人的保証」（連帯保証人を選任）に加入した奨学生は、「返還誓約書」を連帯保証人・保証人と連署します。また、「機関保証」に加入した奨学生は、「返還誓約書」を奨学生本人が提出しなければなりません。

《各種の届出》

奨学生が休学、復学、退学、氏名変更、住所変更、保証人変更等に該当する場合、又は辞退や月額変更を希望する場合には、速やかに学生課又は桑園事務室に届け出てください。

《奨学金継続願の提出》【重要】

奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか否かの認定を行うため、毎年12月中旬～2月中旬頃に「奨学金継続願」をインターネットを利用し提出しなければなりません。奨学金継続願の提出がなかった場合は、奨学生としての資格を失い、奨学金が廃止されます。

《奨学金の返還》

貸与型奨学金は、卒業後に返還の義務が生じます。この返還金は、新たな奨学生に貸与する財源となります。返還が滞った場合には、個人信用情報機関に延滞情報が登録され、督促状の送付のほか保証人及び連帯保証人への請求、法的手続きに至る場合もありますので、必ず返還してください。

《緊急採用・応急採用》

年度当初の募集のほか、主たる生計維持者の死亡、失職及び風水害等の事由により家計が急変し、緊急に奨学金が必要となった場合、その事由が発生したときから1年以内である場合に限り申込みすることができます。

(2)給付型

授業料減免と併せて申請する国の修学支援新制度による給付奨学金です。

《募集時期》

各学期の開始時期に合わせて募集します。事前にポータルシステム等で周知します。

《申込資格》

大学等への入学時期等に関する一定の条件を満たす学部生が申し込みます。

* 本学へ進学する前年度に在学していた学校（高等学校等）で申請済の方は学生課又は桑園事務室へ申し出てください。なお、入学後の申し込みもできます。

《選考基準》

学力基準と収入基準等に基づいて選考され、支援区分の第Ⅰ区分から第Ⅳ区分（多子世帯）に応じた給付額（月額）が支給されます。

《給付額（月額）》

支援区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分（非課税世帯）	29,200円（33,300円）	66,700円
第Ⅱ区分（準非課税世帯）	19,500円（22,200円）	44,500円
第Ⅲ区分（準非課税世帯）	9,800円（11,100円）	22,300円
第Ⅳ区分（多子世帯）	7,300円（8,400円）	16,700円

※生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません。）で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人等は、上表のカッコ内の金額となります。

※第Ⅳ区分（多子世帯）支援は年収区分に応じて支給されないことがあります。

※第一種奨学金の貸与を併せて受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて、第一種奨学金の貸与を受けられる月額下表のとおり調整されます。

給付奨学金の区分		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分		0円	0円
第Ⅱ区分		0円	0円
第Ⅲ区分		20,300円（25,000円）	13,800円
第Ⅳ区分	多子世帯	26,500円 （20,000円、31,400円）	23,100円

※生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

《適格認定（学業等）》

学業成績や学修状況等を大学が確認し、その結果を定期的に機構へ報告します。GPAが下位4分の1となった場合は「警告」となり、その状態が2回連続すると「停止」となりますのでご注意ください。

《各種の届出》

（貸与型のページを参照）

《給付奨学金在籍報告の提出》

4月と10月頃の年2回

《日本学生支援機構ホームページ》

<https://www.jasso.go.jp>

8. 修学支援基金（開学10周年記念基金）

本基金は、本学に在籍する学生のうち、災害や事件、事故など不測の事態のため修学の継続が一時的に困難な者に対し、修学継続のための支援を行うことを目的に、見舞金等の助成をするものです。申請を希望する方は学生課又は桑園事務室にご相談ください。

9. 健康

一人ひとりが健康で快適な学生生活を送れるように、学校保健安全法に基づく健康診断、健康相談及び健康管理などを行っています。

(1)健康診断（学生生活規則第6条）

健康診断は、毎年1回実施する定期健康診断のほか、看護学部の学生については、実習などで必要と認められる場合に行うものがあります。

実施にあたっては、事前に日時や場所等を案内しますので、該当する学生は全員受診し、異常が発見された場合は、学校医の指示に従ってください。

なお、本学で健康診断を受診しない場合及び有所見項目について、再検査・精密検査が終了していない場合は、「健康診断証明書」を大学より発行できませんので、ご注意ください。

●定期健康診断

学校保健安全法に基づき、全学生を対象として、身体測定、血圧測定、視力・聴力・尿・胸部レントゲン検査及び内科検診などを行います。

●その他の診断

実習に臨むにあたっての健康管理及び感染予防の目的から、看護学部1年次及び助産学専攻科の学生を対象として、B型肝炎ウィルス（HBs）抗原・抗体価検査などを行います。

(2)保健室

心身の不調など健康等に関する悩み事があるときは、保健室まで気軽にご相談ください。

(3)学校感染症について

学校保健安全法では、集団感染するおそれのある感染症について出席停止期間が定められています。学校感染症にかかった場合には、授業や部・サークル活動を休み、アルバイトなどの外出を控え自宅で療養してください。学校感染症にかかった場合は、速やかに大学に報告し、診断書を提出してください。罹患によって授業等を欠席する場合は、通学可能になってから診断書を添付した欠席届を事務局に提出してください。

（参考：インフルエンザの場合、発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日が経過するまで出席停止）

(4)健康管理

健康診断の結果を自分自身の体調の目安として自覚し、健康管理をしましょう。麻疹・風しん・流行性耳下腺炎・水痘・インフルエンザの感染症は、予防接種が推奨されています。特に看護学部では、これらの感染症に罹患した場合又はこれらの感染症に対する抗体価等が大学の基準に満たない場合、実習科目の履修ができなくなることがありますので、保健室から抗体価検査の結果に対する対応指示が出た場合は、速やかに対処してください。また、感染症履歴と健康診断結果は自己管理してください。

10. 学生相談

本学では、学業・進路や学生生活に関するあらゆる相談に対して助言や支援に努めており、その1つとして学部生に対し学生支援を目的としたメンター制度を実施しています。メンター制度とは、メンター（ひとりの教員）が個々の学生を担当し、定期的・継続的に交流し、学業上の問題だけでなく、生活面においても支援する制度です。実施内容は学部により異なりますが、定期的な個別面談やメンターとの交流会などを行っています。学生生活を送る上で問題や悩み事がある場合には、ひとりで悩まずに気軽にメンター担当教員などに相談してください。

また、保健室や学生相談室にて非常勤のカウンセラー（臨床心理士、公認心理師等）による学生相談も受けられます。相談内容についてのプライバシーは守られますので安心してご相談ください。

(1)カウンセラー相談日・時間

キャンパス	相談日	相談時間	申込先
芸術の森	概ね月5回	別途、掲示板・webメール等でお知らせ	E-mail : soudan@scu.ac.jp TEL : 011-592-2371 (学生課学生支援係)
桑園	概ね月4回	別途、掲示板・webメール等でお知らせ	E-mail : so.soudan@scu.ac.jp TEL : 011-726-2513 (保健室)

(2)利用の方法

原則予約制ですが、当日でも、相談予約に空きがあれば利用できます。スケジュール等詳細については、掲示板・ポータルシステム等でお知らせします。

11. 学生生活

(1)傷害保険・賠償責任保険

本学では、みなさんが安心して学生生活を送ることができるように、入学時にデザイン学部及びデザイン研究科の学生は公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育

研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（学研賠）に、看護学部、看護学研究科及び助産学専攻科の学生は一般社団法人日本看護学校協議会共済会のWill普通傷害保険及び賠償責任保険に加入していただいています。

保険約款やしおりなどをよく読むとともに、事故が起きた場合は、速やかに各キャンパスの事務局に申し出てください。

(2)国民年金の学生納付特例制度

国民年金は、全ての公的年金の基礎となるもので、日本国内に住んでいる20歳から60歳までの国民は、加入が義務付けられています。しかし、学生の多くは収入が少ない等保険料を納めるのが困難なため、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止する目的で、学生本人の申請により保険料の納付が猶予される**学生納付特例制度**が設けられています。

なお、この制度を活用する場合、毎年申請する必要があります。

申請や問合せは、住民票を登録している市区町村役場の国民年金担当窓口で行ってください（大学では、代行事務は行っておりません）。

(3)留学等について

海外留学を希望する学生からの留学相談を受けています。本学の提携校等への留学の紹介、それ以外の大学への留学でも必要な手続等の情報提供を行っています。

12. 課外活動（学生生活規則第19～31条）

有意義な学生生活を送り、豊かな人間性を身につけるためには、正課授業のほかに、学生自らが積極的に考え行動する課外活動が大きな役割を果たします。安全に注意し、各自の責任で活動してください。

本学では、例年4月に新入生歓迎会、9月に大学祭、1～2月に芸術の森地区雪あかりの祭典“ARTOU”（アートウ）が開催され、本学公認クラブの成果発表が行われます。公認クラブに関する問い合わせは、学生課又は桑園事務室にお尋ねください。また、学生団体を設立するときや、学内で学生団体が活動する場合は、届出等の所定の手続きが必要となります。（P.169～170届出 団体活動参照）

なお、公認クラブ（部・サークル）には、後援会から補助金が提供されます。（申請書の提出が必要です）

また、学外で活動する時は「課外活動届」を事前に提出してください。事故、ケガ、物品破損などがあつた際に、保険での対応ができる場合があります。届出のない活動については大学は関知いたしません。

13. 通学上の注意点

(1) 自動車等での通学

本学では、学生用の駐車場が確保できないことから、通学のために自動車を大学構内に乗り入れることを、通学距離の遠近にかかわらず、原則認めていません。

大学院生又は自動車等を利用しなければ通学が困難な方については、特別に事前の手續きにより許可されます。

(2) 芸術の森キャンパス臨時駐車許可申請について

芸術の森キャンパスでは、地域事情を勘案し、事情があって一時的に自動車での通学を希望する学生に対し、臨時的な駐車を許可しています。

自動車利用を希望する学生は、下記のとおり申請し「臨時駐車証」の交付を受けることができます。なお、駐車可能台数に限りがあるため、申請しても必ず許可されるとは限りません。

1. 申請条件

- ① 課題制作（卒業研究等）による作品・材料の搬出入等特別な事情がある場合
- ② 課外活動等での必要な荷物の搬出入等において特別な事情がある場合
- ③ その他必要と認められる事情がある場合

2. 申請受付期間及び臨時駐車証の交付

- ① 申請受付期間：駐車希望日の原則3日前（土・日曜日、祝日を除く）までに、申請書を学生課学生支援係に提出すること
- ② 臨時駐車証の交付：申請書提出の翌々日の午後以降、「臨時駐車証」を交付するので学生課で受け取ること

※その他の詳細については、学生課で確認してください。

(3) 自動二輪車・原動機付自転車及び自転車での通学

① 芸術の森キャンパス

自動二輪車・原動機付自転車又は自転車等で通学する方は、必ず所定の置き場に駐輪してください。（エントランス前駐輪場、D棟横駐輪場）

② 桑園キャンパス

限られた駐輪場のスペースを有効に利用するために、自転車登録制を導入しています。自転車等桑園キャンパスに通学する学生は、使用頻度にかかわらず、登録手續きをし、必ず所定の置き場に駐輪してください。

なお、自動二輪車・原動機付自転車による通学は認めません。

(4) 公共交通機関での通学

● 通学定期券の購入

通学定期券は、現住所の最寄り駅から本学の最寄り駅までの最短区間で、通学の目

的に限り購入できるものです。

なお、購入に際して必要となる書類については、下表のとおりとなります。

交通機関	必要書類
JR北海道（鉄道）	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証（裏面のシール「通学定期乗車券発行控」（※）に、現住所と通学区間を記載したもの） ・定期券発売所備え付けの定期乗車券購入申込書
札幌市営交通（地下鉄・市電・民間バスへの乗り継ぎを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証（バスを含む経路の場合は、裏面のシール「通学定期乗車券発行控」（※）に、現住所を記載したもの） ・定期券発売所備え付けの定期乗車券購入申込書
中央バス ジェイ・アール北海道バス じょうてつバス ばんけいバス	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証 ・定期券発売所備え付けの定期乗車券購入申込書

（※）住所の変更をした場合は貼り替えが必要です。学生課・桑園事務室へ申し出てください。

●学割証（学生旅客運賃割引証）

学割証は、学生の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する目的で、独立行政法人日本学生支援機構より交付されます。趣旨を十分に理解し、正しく使用してください。発行は、原則申請の翌営業日とします。

〈使用目的〉

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行

〈適用範囲〉

JR各社路線において、利用区間の片道の営業キロが101キロ以上ある場合、運賃が2割引（往復割引乗車券についても割引が適用されますが、特急券等適用されないものもあります。）

〈有効期限〉

発行日より3か月

※他人への譲渡、他人名義の証明書の使用等、不正利用しないようにしてください。

14. キャンパスでのルールとマナー

(1) 飲酒・喫煙

20歳未満の飲酒や喫煙は法律で禁じられております。20歳以上の学生も各キャンパスでは20歳未満の学生と一緒に学生生活を過ごします。更に桑園キャンパスについては市立札幌病院と隣接しています。本学では、これらのキャンパス環境を考慮し、各キャンパスの敷地内における飲酒や喫煙を禁止とします。

(2) 整理整頓

キャンパス内を快適に過ごせる環境にするためには、日ごろから自分たちのキャンパス内を清潔に保つ心がけがとて大切です。特に、教室内やアリーナ、体育館、クラブルーム・ロッカー室内等に私物やゴミを放置しないようにしましょう。ゴミは所定の場所に分別して捨てましょう。(芸術の森キャンパスではG棟1階集積場や学生課下のピロティーなど指定された場所に捨ててください。)なお、年度末の学年進行、卒業に伴い、ロッカー内の私物整理が必要となりますので、大学から連絡がありましたらご協力をお願いします。

(3) 落とし物

キャンパス内で落とし物をした際は、事務局に連絡してください。特に、キャッシュカードやクレジットカード等を紛失した場合は、悪用されないよう金融機関等にも忘れずに届け出てください。また、落とし物を見つけた方は、直ちに事務局に届け出てください。

なお、届けられた落とし物は、一定期間保管した後、適宜廃棄処分しますので注意してください。

(4) 電気の使用

学内における授業目的以外の電気使用を禁止します(充電等)。

(5) 私物の管理

大学の施設は、多数の学生・教職員等が利用しますので、財布や現金、ノートPC等の貴重品は、片時も離さず身につけ、各自が責任を持って管理してください。

ロッカーに私物を置く場合は、施錠を徹底してください。また、ロッカーを傷つけたり、ペンキやボンドで汚さぬよう、注意してください。

(6) 施設・備品の使用・管理

大学の施設・備品は公共物であり、学生の判断による不適切な使用はできません。

例えば、研究目的で壁に粘着テープを貼って壁面塗料を剥がしてしまったり、借用した高価な備品（カメラ・PC等）を学内に放置したり学外へ持ち出したりといった行為はしないでください。大学の施設・備品は私物ではありませんので、破損・汚損・紛失・また貸し等ないよう大切に取り扱いってください。

(7)施設・備品の共同利用

大学の施設・備品は、学生・教員・事務局職員等の多くの人によって様々な用途で利用されます。例えば、卒業研究等の授業や、大学祭や課外活動発表等の学生イベント、教員によるワークショップや学会、大学行事である入学式・卒業式・入学試験・オープンキャンパス・卒業修了研究展・学内企業セミナー等です。利用日時が重複する場合は互いに相談・理解・協力しながら進めてください。なお、優先されるのは、大学行事や授業に関するものですので、ご理解ください。

(8)火気使用

キャンパス内で火気を使用する際は「火気器具使用届出書」を事前に提出し、許可を受ける必要があります。器具の使用にあたっては、火事・事故等十分に配慮してください。火気使用後は、施設の後片付け・清掃を必ず行ってください。なお、消火器の貸出を行っています。

(9)バスの利用・バス停での待機

バス停での待機時やバス乗車中のマナー向上に努めてください。バス停待機時は、私有地に入らず、歩道に並んでください。

15. 生活上の注意点

2022年4月、民法改正に伴い成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。この変更に伴って「できること・できないこと」が変わりましたので、ご注意ください。なお、18歳（成人）では、親の同意がなくても契約行為が行えるようになるため、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。契約に関する知識を学び、契約が必要かよく検討し、成人としての行動を心掛けてください。

○18歳（成人）になったらできること（親の同意がなくても契約できる）

- ・携帯電話の契約　・ローンを組む　・クレジットカードをつくる
- ・一人暮らしの部屋を借りる　等

○20歳にならないとできないこと（これまでと変わらないこと）

- ・飲酒　・喫煙　等

(1) アルバイト

本学に対してアルバイトの求人があったうち、大学生に相応しいものについては、求人票を掲示しています。なお、みなさんがアルバイト情報誌等によりアルバイトを探すことも自由ですが、学生のみなさんにとって最も大切なことは学業ですので、無計画なアルバイトにより学業成績に悪影響を及ぼすことのないよう気をつけてください。

また、大学生を含む若者が、SNSの利用を通していわゆる「闇バイト」に応募し、強盗・特殊詐欺等の犯罪に加担し、逮捕される事案が報道されています。「高額収入」「即日入金」「荷物を運ぶだけ」など楽をして大金を稼げるような、上手い話は世の中にありません。アルバイト感覚で犯罪に加担することがないように、アルバイトを探す際には十分に注意してください。

(2) アパート

本学には学生寮はありませんが、本学に対してアパートの紹介があったものについては、パンフレット等を掲示しています。ただし、入居の契約内容については関与しませんので、直接貸主と契約をしてください。

(3) 悪質商法

キャッチセールス商法、アポイントメント商法、マルチ商法、資格取得商法等の様々な悪質商法があり、これらの消費者取引に関する相談が年々増加の傾向にあります。友人を勧誘することにより、自分が加害者になる場合もあります。うまい話に安易な気持ちで手を出さないよう注意しましょう。また、これらの悪質商法に巻き込まれた場合は、クーリングオフ制度を利用できる場合がありますので、事務局や札幌市消費者センター（TEL：011-728-2121）に相談してください。

(4) クレジットカード・学生ローン

クレジットローンは、手続きが簡単なため、お金が無くても、つい買い物をし過ぎて多額の借金を抱えてしまうことがあります。また、学生ローンで気軽に借金をして、返済に困ることもあります。借金返済のためにアルバイトに明け暮れることのないよう、収入に見合った計画的なお金の使い方をするように心がけてください。

(5) 飲酒・アルコールハラスメント

20歳未満の学生の飲酒は厳禁です。20歳になると飲酒が法的に認められるようになりますが、飲酒の際は、節度ある飲み方を心がけてください。お酒は、時間をかけてゆっくり飲んでいけば、アルコールの血中濃度が次第に上がり、体はそれに反応し、限度以上に飲めなくなるよう体が自分自身を守ろうとします。しかし、イッキ飲みとなると、体がこれ以上飲めないという拒否反応を示す前に、急激に体内に大量のアル

コールが入ってしまい、アルコールの血中濃度が限度を超え、死に至ることもあります。また、無理に飲ませた人は、加害者として責任を問われることもありますので、飲酒には十分な注意が必要です。20歳未満の学生には決して勧めてはいけません。

(6)カルト等の勧誘

全国の大学キャンパスやサークル活動等で、勧誘の目的を隠して近づきカルト等への入会を強制されたり、知らないうちに入会させられたりする事件が発生しているようです。このような団体から金銭を要求されるなどの被害は、精神的にも経済的にも多大です。勧誘を行う団体や個人には充分注意し、少しでも「おかしい」「怪しい」と感じたら、強い意志で断りましょう。住所や電話番号、メールアドレス、SNS情報などの個人情報、不用意に教えないことも大切です。万が一、勧誘活動を見かけたり、実際に自分や友人が勧誘を受けたりした場合は、ひとりで悩まずに、家族はもちろんのこと大学にもすぐに報告・相談をしてください。学生支援担当職員、メンター担当教員をはじめ、身近な教職員が相談窓口になります。

また、身の危険を感じたら、警察に通報するなど対処しましょう。精神的苦痛や経済的被害を受けたことについて、被害届を警察に提出することも有効です。

入会してしまった場合も、脱会する方法があります。入会後でも、嫌なものは嫌である、という意思表示をすることが大事です。

なお、本学内においては、一切の勧誘活動を禁止しており、本学学生が勧誘活動を行った場合は、懲戒処分の対象になります。

(7)薬物

全国の大学キャンパスで薬物乱用や売買など「危険ドラッグ」が問題となっています。ドラッグにダイエットや集中力持続などといった効果は一切ありません。また、ドラッグは一度使用すると自分の意思では止めることができず、無気力、幻覚、感情不安定等の脳神経への毒性によって起こる深刻な身体的・精神的影響のために、ひいては自分の居場所を失ってしまい社会的孤立に至る怖いものです。最近、話題になっている「危険ドラッグ」は、脳神経を確実に破壊する危険なものになっています。絶対に手を出してはいけません。薬物の問題は、自分の身の周りでも起こりうることで、他人事とは考えずに、「自分の身は自分で守る」ことを再認識しましょう。

万が一、本学の学生が違法薬物に関与した場合は、懲戒処分の対象となり、厳しい処分を行います。

(8)SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のマナーと情報セキュリティ

パソコンやタブレット、スマートフォンなどで情報を発信・受信したり、面識のない人とソーシャルゲームをする機会が多くなる中、SNS（YouTube、X(旧Twitter)、

TikTok、Instagramなど）で不特定多数に情報を発信する際には、一層注意が必要で
 ず。あなたが情報を発信する際には、誹謗中傷など他人を攻撃しない、他者の権利やプ
 ライバシーを侵害しない、自分のプライベートに関する情報を不適切に公開しない、な
 どマナーを守ることは当然ですが、意見を書き込み写真を投稿することで、名誉棄損や
 肖像権の侵害、プライバシーなど他者の権利を侵害してしまう場合もあります。

逆に、あなたが被害者になる可能性もあります。あなたの発信した1枚の写真か
 ら、また発信した情報を集約することによって、ネット上の匿名性は簡単に破られま
 す。一旦ネット上に発信された情報を完全に消し去ることは不可能です。

さらに、悪意をもった第三者から自分の身を守るために、個人で使用するパソコン
 やタブレット、スマートフォンなどにはウイルス対策ソフトを導入し、個人のパス
 ワード等は他者に教えない、疑わしいサイトに不用意にアクセスしない、発信者の分
 からない不審なメール、特に添付ファイルがあるメールは開かず削除する、などを
 心がけてください。最近では、あなたの情報を入手して悪用するために、フィッシン
 グ詐欺、偽サイト、発信者の分からない無料アプリ、LINEなどのアクセスや公開範
 囲の未設定などの様々な罠がインターネット上には仕掛けられています。駅やコー
 ヒーショップ、ホテルなどの無料のWi-Fiを使用することによって、情報が盗まれる
 被害も多く出ています。インターネットを利用して発信した情報は、常に盗用される
 可能性があることに注意してください。

個人情報漏えいの危険はインターネット以外にもあります。まず、個人情報は自分
 で守るという意識を持ち、第三者に住所や電話番号、電子メールアドレス、家族のこ
 となどの情報を開示するときは慎重に対応してください。また、郵便物や明細書など
 にも個人情報が記載されていますので、郵便受けに鍵をかける、これらの個人情報が
 書かれたものを捨てる際には読まれないように裁断する、などの注意が必要です。

自分自身が加害者にも被害者にもならないよう、情報セキュリティには十分注意し
 てください。

※詳しくは、P.172～177に情報セキュリティポリシー、情報倫理規程など関係する規
 程類を掲載していますので、これらに従って、学生生活を送るようにしてください。

(9)キャンパス・ハラスメント

本学では、学生・教職員といった大学関係者（構成員）の間において、あらゆる形
 の嫌がらせや人権侵害をなくし、快適な環境で教育・研究・学習・労働を行う権利を
 擁護するために、キャンパス・ハラスメントに関する学内委員会を設置し、防止に努
 めるとともに、学生からの苦情の申出及び相談に対応することとしています。

もし、あなたがキャンパス・ハラスメントの被害にあっていると感じたら、まずは
 ひとりで悩まずに、身近で信頼できる人や、大学内の相談窓口あるいは大学外の相談
 機関に相談しましょう。

■大学内の相談窓口（月～金 8：45～17：15）

●キャンパス・ハラスメント防止委員会

相談内容に関する秘密は堅く守ります。

- ・相談専用メールアドレス：E-mail：consult@scu.ac.jp
- ・相談専用電話：TEL011-592-2350

本学事務局の特定職員（キャンパスハラスメント防止委員会担当）が対応する専用アドレス・電話番号です。

※このほか、下記にご相談いただくことも可能です。

●芸術の森キャンパス学生相談

E-mail：soudan@scu.ac.jp TEL011-592-2371

●桑園キャンパス学生相談

E-mail：so.soudan@scu.ac.jp TEL011-726-2513

専門カウンセラーによる相談が受けられます。（相談受付はP.54 10.学生相談参照）

●教員（メンター担当教員、科目担当教員などが対応します。）

■学内では…とためられる場合には、学外の相談機関を利用することもできます。

●死にたい気持ち・こころの健康について

（相談窓口名） （電話番号） （URL）

- ・北海道いのちの電話 011-231-4343 <https://www.inochi-tel.com/>
※毎日24時間

- ・心の健康づくり電話相談 0570-064-556
<https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/counseling/index.html>

※（月～金）9：00～21：00 （土日祝）10：00～16：00

- ・北海道立精神保健福祉センター 011-864-7000 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>
※（月～金）8：45～17：30

- ・よりそいホットライン 0120-279-338 <https://www.since2011.net/yorisoi/>
※毎日24時間

●インターネット人権相談窓口【法務省】

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

●ハロー弁護士相談【札幌弁護士会】電話相談（相談無料 15分間程度）

TEL011-281-8686

https://www.satsuben.or.jp/center/general_info/embarrassed.html

●札幌法律相談センター【札幌弁護士会】電話予約・来所相談（相談無料 30分以内）

TEL011-251-7730

https://www.satsuben.or.jp/center/intro_center/center_01.html

●女性のための総合相談【札幌市男女共同参画センター】電話又は来所面談（相談無料）

TEL011-728-1225

<https://www.danjyo.sl-plaza.jp/theme/>

●ほっとらいん ぶーけ（女性のための女性弁護士による相談）【札幌弁護士会】（相談無料 20分間程度）
TEL050-3369-0550
https://www.satsuben.or.jp/center/by_content/detail/14.html

一方、誰しものが悪意はなくても気づかない間に相手を傷つけている場合があります。キャンパス・ハラスメントをなくすためには、互いに対等な人格であることを認め、これを尊重するとともに、相手の立場に立って考え行動することが大切です。みなさんの日頃の努力によって、よりよいキャンパスを形成していきましょう。

☞ キャンパス・ハラスメントとは

本学の構成員（学生・教職員）が、その権威、権限又は権力を背景に、教育、研究、修学又は職務遂行で他の構成員に不利益等を与えることをいい、「アカデミック・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」及び「その他のハラスメント」があります。

・アカデミック・ハラスメント

教員が、単位認定、指導等の教育上又は研究上の権威、権限又は権力を背景に、本学の教育、研究、修学又は職務遂行で他の構成員に不利益等を与える行為

・セクシュアル・ハラスメント

言葉、視覚又は行動等により、教育、研究、修学又は職務遂行の関係を利用して、相手が不快に感じる性的な言動等の行為

・パワー・ハラスメント

構成員が、職務上の地位など人間関係の優位性を背景に、指導又は業務上必要・相当な範囲を超え、他の構成員の教育、研究又は就業環境を害する不適切な言動等の行為

・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

他の構成員の妊娠・出産・育児等やそれらの制度の利用に関する言動等により、他の構成員の教育・研究又は就業環境を害する行為

・その他のハラスメント

上記のほか、構成員相互の関係を利用して相手に不利益を与えること

※P.182に札幌市立大学キャンパス・ハラスメント防止宣言を掲載しています。
※その他、ハラスメント以外でも、学生生活で何か困ったことがあれば、ひとりで抱え込まず、家族や大学教職員に早めに相談しましょう。